

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、協議会の目的に賛同し、自主的に入会した者をもって構成する。

2 会員の区分は、次のとおりとし、それぞれ会費を負担する。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 一般会員 市内の世帯の構成員 | 年額 1世帯 |
| 500円 | |
| (2) 団体会員 社会福祉施設及び社会福祉団体 | 年額 1口 |
| 3,000円 | |
| (3) 賛助会員 社会福祉事業関係者、社会福祉団体の構成員等 | 年額 1口 |
| 1,000円 | |
| (4) 特別会員 市内に事業所を有する法人又は個人 | 年額 1口 |
| 5,000円 | |

(入会)

第3条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書（別記様式）を提出する。

ただし、会員から毎年度末までに退会の手続きがなかった場合は、入会が自動的に引き続いたもの（以下「更新会員」という。）とみなし、入会申込書の提出を要しないものとする。

(退会)

第4条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員から退会届の提出又は退会の申し出があったとき。
- (2) 会員が死亡、団体等が消滅若しくは他市町村へ転出又は居住不明となったとき。
- (3) 1年以上会費を納入しないとき。

(会費の納入)

第5条 会費は、入会申込書の提出又は更新会員となったとき、負担年額を納入しなければならない。

2 前項に規定する会費の納入に関し、災害その他特別な事情により会費の納入が困難と認められる場合、会長は、会費を免除することができる。

3 会員の退会に際して、既納の会費はこれを返還しない。

(事業運営費)

第6条 会費は、協議会の事業運営費に充てるものとする。

(助成・援助)

第7条 協議会は、事業目的を達成するため助成又は援助を行うことができる。

(情報提供)

第8条 協議会は、会員に対し次の情報提供を行うものとする。

- (1) 社協だより「ふれあい東広島」
- (2) 協議会が行う各種事業の案内
- (3) 会費の使途等

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決によらなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。